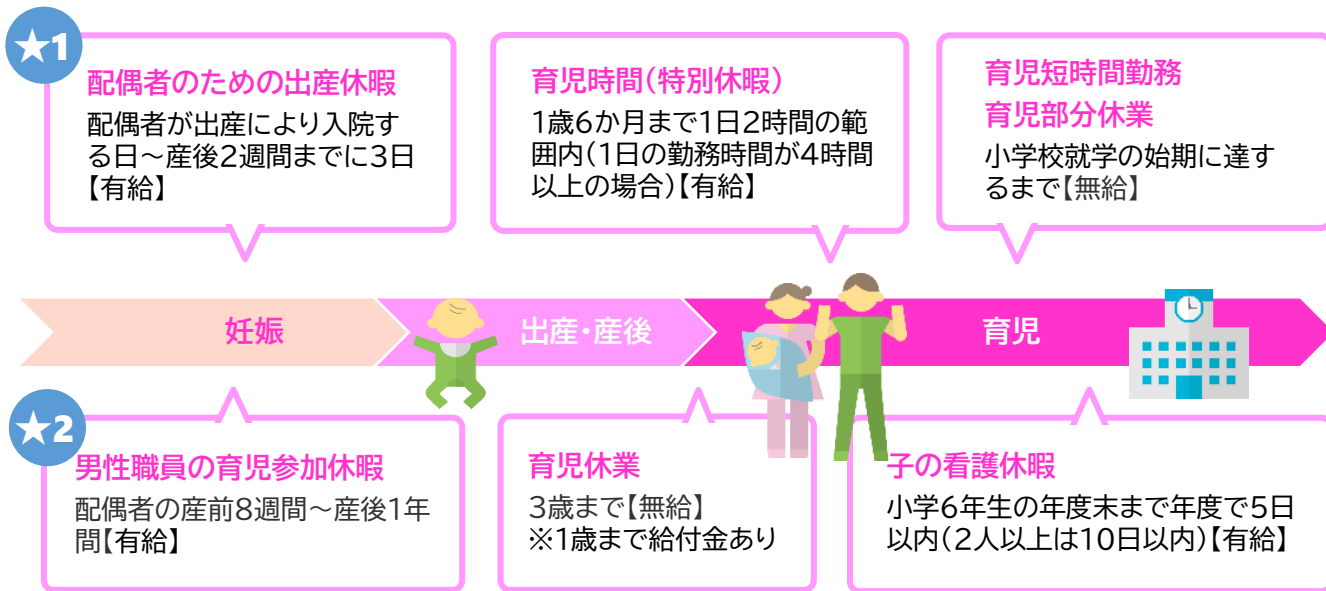




# これから出産や育児を控えた男性教職員のみなさまへ

働き盛りと子育ては同時進行。今しかできないこと、今だからこそできることもたくさんあります。家族と向き合う時間をしっかりと確保しませんか。

## 男性教職員が利用できる育児休暇・休業制度



主に常勤職員を対象とした制度を記載しています。職種・雇用形態によって異なる場合があります。詳しくは下記URLまたは人事担当課へお問い合わせください。

### CHECK

#### 男性の育児関連休暇

3日以上取得目標を

**100%**としています。

(横浜市立大学ダイバーシティ推進計画)



### 制度の詳細・申請方法

○[大学HP\(ワーク・ライフ・バランス支援サイト\)](#)

YCU ワークライフバランス支援

検索



このほか休暇制度の詳細については下記をご参照ください。

[職員の休暇制度に関する実施細目](#) (YCU-net>人事課からのお知らせ)

## 育児休業取得のポイント

育児休業などの制度を活用するうえで、職場の理解があるのは非常に心強いものです。いざという時、上司や同僚があなたの味方となってくれるよう、日ごろから職場でのコミュニケーションを取り、信頼関係を築いておきましょう。

### Point 1 早めに申し出る

育休を取得したいと思ったら、早いうちから上司や周囲に希望を伝えておくようにしましょう(理想は半年前です)。

### Point 2 仕事の「見える化」を進める

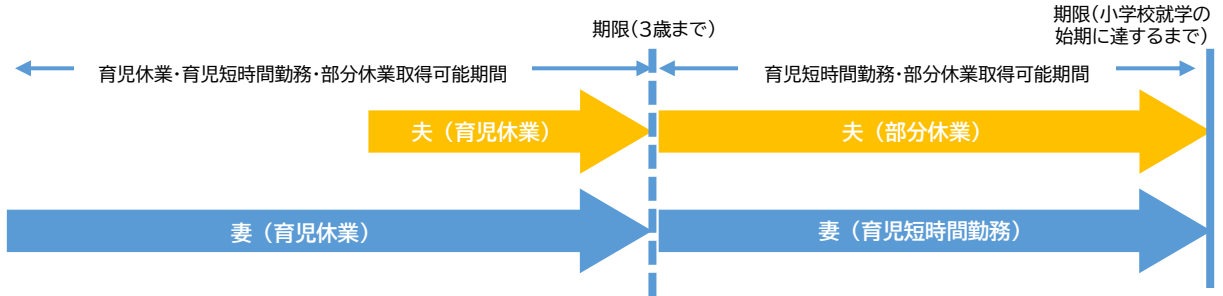
育休取得にあたって仕事に穴を開けないために、自分の業務を可視化し、上司と相談しながら引き継ぎ計画をたてましょう。

→[休暇取得ワークシート](#)※をご活用ください。

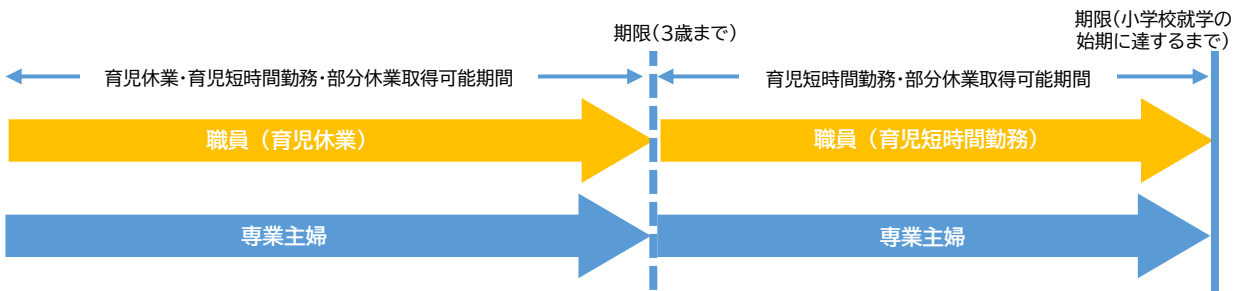
**Q** 妻が専業主婦だと育休が取れない？

**A** 配偶者が育児休業をしている場合や、専業主婦の場合でも、育児休業をすることができます。

1 配偶者が育児休業等(※)を取得している職員も、育児休業をすることができます。  
 ※「育児休業等」: 育児休業、育児短時間勤務及び部分休業



2 配偶者が専業主婦である職員も育児休業をすることができます。



**Q** 育児中に収入がなくなるのでは？

**A** 給料は支払われませんが、雇用保険から育児休業給付金が支給されます。

育児休業給付金の支給は2か月に一度。あらかじめマネープランを立てておきましょう。

1 給料

給料の代わりに「**育児休業給付金**」が支給される(子が1歳に達する日まで)  
 「休業開始時賃金日額(※)」を基準に、育児休業の期間と日数に応じて支給額(上限額があり)が決定

※ 休業開始前6か月間の給料総支給額÷180で算出

- 180日目までは休業開始時賃金日額×支給日数×67% → 手取り収入の約80%
- 181日目以降は休業開始時賃金日額×支給日数×50% → 手取り収入の約60%

※ 月額給料約30万円の場合

2 各種控除

給料の支給がないため所得税・雇用保険料はかからない、共済掛金が免除(住民税は引き続き納付が必要)

3 賞与

育児期間が1か月以下であれば、勤勉手当も減額されない。(支給対象外となるのは、基準日以前6か月のすべての期間を育児休業により勤務していない場合。)

育児休業給付金シミュレーター※  
 をご活用ください



※ワーク・ライフ・バランス支援サイト「男性教職員の育児支援のための制度」のページからダウンロードできます

YCU 男性教職員 育児支援 検索

相談窓口 育児・介護支援、休暇制度について

金沢八景・鶴見・舞岡・みなとみらいサテライトキャンパス

人事課人事担当(制度について) Tel787-2493

人事課労務担当(申請・手続について)

Tel787-2491/2492

附属病院・福浦キャンパス

職員課職員担当 Tel787-2923/2924/2925

センター病院

総務課人事担当 Tel253-5392